

## 福知山市ふるさと納税制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福知山市の魅力発信やイメージ向上、地域経済の活性化に寄与することを目的として、福知山市へのふるさと納税を行った者（以下、「寄附者」という。）に対し、特産品等を贈呈するふるさと納税制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「ふるさと納税」とは、本市のふるさと納税制度に基づき次に掲げる寄附（以下、「寄附金」という。）を行うことをいう。

- (1) 教育、スポーツ及び文化・芸術の振興に関する事業
- (2) 自然環境の保全、自然災害の防止などに関する事業
- (3) 健康や福祉などの充実に関する事業
- (4) 地域産業や観光の振興に関する事業
- (5) 福知山公立大学の教育研究環境の整備や地域課題の解決等に向けた研究活動、学生への奨学金事業
- (6) その他、本市施策推進のため市長が認める事業

### (申出)

第3条 寄附希望者は、福知山市ふるさと納税申出書（様式第1号）の提出または、民間ポータルサイト上の所定の申込フォームにより申し込むものとする。

- 2 寄附金は、天災等のやむを得ない理由により返礼品の提供ができなくなった場合を除き、収納手続き後は、原則返還しない。

### (納付の方法)

第4条 寄附者は、次のいずれかの方法によりふるさと納税するものとする。

- (1) 市が交付する納付書による納入
- (2) 株式会社ゆうちょ銀行払込取扱票による納入
- (3) クレジットカード等による納付
- (4) 前3号の規定に掲げるもののほか、市長が認める方法による納入

### (公序良俗に反する寄附金の取扱い等)

第5条 市長は、寄附金の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふるさと納税の申出を拒否し、又は受領した寄附金を返還するものとする。

- (1) 公序良俗に反するものと思料される場合
- (2) 前号に定める場合のほか、市長が特に拒否又は返還が必要であると判断した場合

### (返礼品等)

第6条 市長は、市外に住所がある者からふるさと納税による寄附金を受けた場合は、当該寄附者に対して、寄附金の3割以下の返礼品等を贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品等の受領を辞退する旨の意思表示をした場合は、この限りではない。

(返礼品等の協力事業者)

第7条 市長は、事業者自らが扱う商品を返礼品等として登録して本市が使用することを承諾する事業者を協力事業者として登録する。

2 協力事業者として登録するための条件等については別に定める。

(寄附金受領証明書)

第8条 市長は、第3条に規定する申込に係るふるさと納税の受領を確認したときは、ふるさと納税寄附受領証明書(様式第2号)を当該寄附者に交付するものとする。

2 前項の規定に関らず、市長は、クレジットカード等による寄附を受け、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者からふるさと納税による寄附金が納付されたときは、当該寄附者へ寄附受領証明書を発行するものとする。

(業務委託)

第9条 市長は、ふるさと納税の効果的な運営を図るため、ふるさと納税推進に関する事務を委託することができる。

(個人情報の取扱)

第10条 本制度により取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関連法令の定めるところにより適正に管理するとともに、当該制度以外の目的で使用してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと納税の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱の規定は平成29年9月1日から施行し、平成29年度のふるさと納税から適用する。

附則

この要綱の規定は令和4年6月1日から施行し、令和4年度のふるさと納税から適用する。

附則

この要綱の規定は令和5年5月1日から施行し、令和5年度のふるさと納税から適用する。

## 福知山市ふるさと納税申込書

年 月 日

福知山市長 様

私は、福知山市を応援するため、次の通り寄附を申し出ます。

寄 附 者	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	〒	
	電話番号		
	ファックス		
	Eメール		
寄 附 金 額		円	
寄附金の使い道		<input type="checkbox"/> ①教育、スポーツ及び文化・芸術の振興に関する事業 <input type="checkbox"/> ②自然環境保全、自然災害防止など <input type="checkbox"/> ③健康や福祉の充実など <input type="checkbox"/> ④地域産業や観光の振興など <input type="checkbox"/> ⑤福知山公立大学の教育研究環境の整備や地域課題の解決等に向けた研究活動、学生への奨学金事業 <input type="checkbox"/> ⑥その他、本市施策推進のため市長が認める事業	
返礼品を希望する 希望する返礼品名		返礼品を希望しない 希望されない方は○を⇒	
ワンストップ特例申請書の送付		ワンストップ特例の適用を受けるため申請書の送付を希望しますか。 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
メッセージ欄（ご自由にお書きください）			

※市内協力業者から直接送付する返礼品等については、送付のため市内協力事業者に寄附者の住所・氏名・電話番号を提供します。

※返礼品等につきましては、寄附金の納付確認後お届けいたします。季節や時期によりお届けまで日数をいただく場合がありますのでご了承ください。

※制度改正などにより、返礼品等を変更又は中止する場合があります。

※メールアドレスを記入いただいた寄附者様は、ふるさと納税業務を委託している事業者より返礼品等と寄附受領証明書の送付をいたします。

年 月 日

住所  
氏名

## 寄附金受領証明書

拝啓、時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さてこの度は、本市ふるさと納税制度にご理解とご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございました。今後、ご寄附をいただきました寄附者様のご期待に沿うよう精一杯努力していく所存でございます。

今後とも宜しくご協力のほど、お願い申し上げます。

なお、年 月 日にお申し込みをいただきました寄附について、次のとおり受納いたしましたことを証明します。

- |         |        |
|---------|--------|
| 1 寄附の名称 | ふるさと納税 |
| 2 寄附金の額 | 一金円也   |
| 3 受納年月日 | 年 月 日  |

福知山市長



この寄附金受領書に記載の寄附金（ふるさと納税）は、個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

事務取扱担当課 市長公室秘書広報課  
電話番号 0773-24-7000